

- 1. 開催日時 令和6年1月10日(水)午前9時30分から午前10時45分
- 2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室
- 3. 出席委員 32人 欠席委員 8人

٠,	山川女只	52八 八川安貞	3 / \	
	議席番号	出欠	議席番号	出欠
	1	出	21	出
	2	欠	22	出
	3	出	23	丑
	4	出	24	出
	5	欠	25	欠
	6	欠	26	出
	7	出	27	欠
	8	出	28	出
	9	出	29	出
	10	出	30	出
	11	出	31	欠
	12	出	32	出
	13	出	33	出
	14	出	34	出
	15	出	35	出
	16	出	36	出
	17	出	37	欠
	18	欠	38	出
	19	出	39	出
	20	出	40	出
	議長 (会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 東近江市農用地利用集積計画(案)について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協 議の報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 任	出
参事	出	主事	出

農業水産課

主事	出	

6. 会議の内容

議 長 元旦早々、能登半島で震度7の大変な地震が発生しました。家屋の倒壊をはじめ、電気・水道・道路等のインフラに非常に大きな災害が出て、死傷者が出ています。お亡くなりになられた方々には御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様にはお見舞い申し上げます。

今すぐにインフラの復旧と、行方不明者の早期発見に努めていただき、早く平 常に戻れることをお祈りいたします。

農業委員会としましても、先の熊本地震と同様に、ぜひとも皆様方の御支援を よろしくお願いします。

さて、この1月通常国会に農政の憲法と言われる食料・農業・農村の基本計画 の改定が25年ぶりに国会に提出される予定です。関連して、農地法、農振法、 農業基盤整備促進法等農業委員会にかかる法律改正が予定されています。これ らも含めて注視していきたいと思っています。

皆様方には、地域計画を昨年から取り組んでいただいていますが、昨年蒲生と 八日市ブロックでJA、市、農業委員会、集落の皆さんとの相談会を開催しま した。1月には愛東・湖東ブロックにおいて相談会が開催される予定です。

本日は五個荘・蒲生ブロックから取組の報告をいただいて、ぜひ情報を共有、 参考にしていただければと思います。五個荘では相談会とは別に、農業委員が 直接集落に入って、取り組みに御努力いただいている経過もあります。

来年3月までにという限られた時間ですが、皆さんのお力添えをいただきなが ら進めてまいりたいと存じます。

それではただ今から、令和5年度 第10回(1月期)月例総会を開会致します。

現在の出席者数は32名、欠席者数は8名(〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員)ですので、この総会は成立致します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 14 番 〇〇 〇〇 委員、15 番 〇〇 〇〇 委員のお二人を指名 します。

日程第2、議事の上程です。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について、和南町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の和南町地先の農地 1筆 面積975平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号2について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積1,559平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号3について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積1,503平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号4について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積423平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号5について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積700平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号6について、平松町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の平松町地先の農地 3筆 合計面積 1,715 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号7について、宮荘町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の宮荘町地先の農地 1筆 面積221平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号8について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積2,000平方メートルについて売買による所有権移転の申

請がありました。

番号9について、岡田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の岡田町地先の農地 1筆 面積3,011平方メートルについて交換による所有権移転の申請がありま した。

番号 10 について、御園町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の岡田町地先の農地 1筆 面積 2,793 平方メートルについて交換による所有権移転の申請がありま した。

番号 11 について、大萩町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の大萩町地先の農地 2筆 合計面積 349.29 平方メートルについて売買による所有権移転の申請が ありました。

番号 12 について、栗見新田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の栗見新田町地 先の農地1筆 面積 149 平方メートルについて売買による所有権移転の申請が ありました。

なお、番号2から番号5及び番号8の申請地の現状については、雑草木が繁茂している状況であることから農地復元利用計画書を提出されており、先月に引き続き許可後に雑草木の除草及び伐採をされた後に、畑として利用される計画です。

農地法では権利の取得後、概ね1年以内に耕作又は養蓄の事業に供すべき農地 及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作または養蓄の事業を行うと認 められない場合は許可できないこととなっておりますが、許可後、令和6年2 月頃には復元される計画であり、内容についても復元可能と判断いたしました。

番号 11、番号 12 の譲受人の取得後においての耕作面積が 50 アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。また、番号 6 の農地を初めて取得される方については、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれることや継続的に農地を管理していく意思について営農計画書で確認しています。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を 取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等 を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具 については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どちらの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいており、問題はないと考えます。

以上、御審議よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号12までを一括して、御意見をお聞きしますがいかがでしょうか。

御意見もないようですので、採決に移ります。 本案について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議 題と致します。

本議案につきまして、関係者に ○○ ○○ 委員がおられます。

農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をさせていただきます。 番号7につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げと させていただきます。

それでは議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったの で、許可することについて意見を求めます。

番号1と番号2は、関連する案件ですので、一括して御説明いたします。 番号1は、佐野町に居住する者が、能登川町地先の農地1筆、面積638平方メートルの土地を売買で取得し、貸資材置場として利用するために、また番号2については、同じく佐野町に居住する者が、能登川町地先の農地2筆、合計面積184平方メートルの土地を売買で取得し、貸駐車場として利用するために、それぞれ転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、申請地の隣地で土木工事業を営んでおり、業務の拡大により、資材置場及び駐車場が新たに必要になったため、事業所への賃貸地として利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、貸資材置場及び貸駐車場として利用されます。 土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて地均する 計画です。雨水については、地下浸透処理されます。

申請地は周辺が宅地化している区域であるため第3種農地と判断でき、農地区分が第3種農地であるため、原則許可できるとものなっております。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○ ○○ 委員です。

番号3は、平松町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積1,976平方メートルの内467平方メートルの土地を売買で取得し、農業倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人の夫が以前から、農業倉庫 として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、申請地の隣接農地で農業を行う予定ですが、農業用機械を保管しておく場所が必要であるため、農地に隣接し、自宅の近接地でもある、利便性が良い当該申請地を選定されました。

また、申請地の転用以外の部分につきましては、譲受人が農地法3条で取得されます。

土地の利用計画につきましては、農業用機械を保管する農業倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透処理されます。

申請地は、農業振興地域でありますが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和5年12月27日付で軽微変更されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○ ○○ 委員です。

番号4は、山上町に居住し、建設業を営む者が、同町地先の農地1筆、面積 1,202平方メートルの内572平方メートルの土地を使用貸借で権利取得し、資 材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、建設業務を行う上で資材置場が手狭になったため、事務所の隣接地で利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、流用土、車両及び仮設足場の置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、整地後砕石仕上げとする計画です。雨水につきましては、敷地内で自然浸透処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10~クタール以上の農地であることから第1種農地と判断できます。しかし、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは例外的に許可できるものです。

また、申請地の一部は令和5年12月7日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号5は、日野町に本社を置き建築工事及び土木事業を営む法人が、池田町地 先の農地1筆、面積1,909平方メートルの内776平方メートルの土地を賃貸借 により権利取得し、駐車場として利用するために一時転用の申請があったもの です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地近くで建設事業 を請け負っていますが、工事関係者の駐車場が必要になり、工事現場に近く利 便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、工事関係者駐車場32台分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、土間シートの上に砕石とする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は団地規模がおおむね10~クタール未満で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であり、第2種農地と判断できます。また、一時転用であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○ ○○ 委員です。

番号6は、大阪市北区を本社に倉庫業及び輸配送業を営む法人が、石谷町地先の農地2筆、合計面積6,728平方メートルの土地を売買で取得し、倉庫及び資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、業務の増加に伴い、倉庫及び資材置場が不足し、作業の効率化を図る上で、一体利用ができる本申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、倉庫及び資材置場としてパレットを配置されます。

土地の造成計画につきましては、倉庫については、整地後、基礎コンクリートを打ち建築されます。資材置場は、アスファルト舗装仕上げとされます。

雨水については、敷地にU字溝を設置し、集水後、浸透桝で処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10~クタール以上の農地であることから第1種農地と判断できます。しかし、既存施設の拡張部分の敷地の面積が、既存の施設の面積の敷地の2分の1を越えないものは例外的に許可できるものです。

また、令和5年12月7日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号8は、平柳町の地縁団体が、同町地先の農地1筆、面積170平方メートルの土地を譲与で取得し、駐車場及び進入路として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は地元自治会であり、自治会住民の多目的用の駐車場が必要であり、集落内に位置し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、3台分の駐車場及び進入路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、一部顛末案件ですが造成等の工事は行わず、 雨水につきましては、地下浸透処理されます。

申請地は周辺が宅地化している区域であるため第3種農地と判断でき、農地区分が第3種農地であるため、原則許可できるとものなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号9は、神田町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積700平方メートルの土地を売買で取得し、農家住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在の住居が県の道路計画内にあり、自宅の代替地が必要となったため、現在の居住地と所有農地に近い利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農家住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて地均する計画です。雨水については、敷地内北側の側溝から北西側の吸込槽で地下浸透処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10~クタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。 以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

また、番号6は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。併せて、委員長から報告を求めます。

12番 番号1・2は、譲受人が同一者であるため一括とします。

場所は県道2号から50メートルほど西に入った位置です。

第3種農地ということで、住宅に囲まれた土地であり、耕作条件としては良くなく、転用許可相当と判断しました。

譲受人の事業所が隣地にあり、一体利用できるため、効率よく業務できるもの と思われます。

19番 番号3は、先ほどの議案第1号で新規就農される案件ですが、この農業用倉庫をそのまま利用されると聞いております。問題ないと思われます。

番号4は、道路側に自宅と事務所があり、そこの資材置場が必要となったため 隣接地を選定されました。

番号5は、事務局の説明のとおりです。

21番 番号6は、許認可等検討委員会の案件です。

申請された大阪の業者は配送業をされています。青で囲まれている部分は、同申請者が昨年7月に5条申請で取得されています。中央の建物は以前からある 倉庫で、これはそのまま申請者が利用されます。

今回申請の農地は、南の方へ水田が広がっており、昨年農振除外した第1種農地です。条件的には既存施設の面積が30,000平方メートルで、今回2分の1以下の面積ですので転用はやむを得ないと考えます。

ただ、車両は国道 421 号からしか出入りできませんので、住宅地を超えて通行

することになり、市道ではありますが少し狭く、業者に十分管理するよう指導 が必要と考えます。

20番 番号8は、元々平柳町が保有していた土地を、地縁団体にすることで市から譲り受けられました

ほぼ現況のまま利用され、地域での駐車場が主たる目的であり、許可相当と判断しました。

番号9は、県の道路工事拡張に伴い移転していただく案件で、青地から白地への農振除外で第一種農地であり、排水は吸込槽で処理ということで図面上でも計画をしっかりされています。転用は妥当と考えます。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。 それでは、順次御意見をうかがってまいります。

まず最初に番号8について審議をいたします。

番号8の審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員 には、農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、番号8について何か御意見はございますか。 ないようですので、本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。 それでは、番号8の審議が終了しましたので、〇〇 〇〇 委員 の入室・着席をお願いします。

では、番号1について何か御意見はございますか。

それでは、番号2について何か御意見はございますか。

では、番号3について御意見ございませんか。

それでは、番号4についてはどうでしょうか。

それでは、番号5について御意見はございますか。

それでは、番号6について御意見をうかがいます。大規模案件になりますがどうでしょうか。

それでは、番号9について御意見はございますか。

それでは、他に御意見もないようですので、本案につきまして承認される方は 挙手を願います。

(全員举手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第3号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。

また、本議案につきまして関係者に、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員 がおられます。

農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 農業水産課の○○です。

議案第3号東近江市農用地利用集積計画(案)を説明します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、 同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農 用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は令和6年1月31日に農用地利用集積計画の公告を 予定しておりまして、この公告によって所有権が移転され利用権が設定される ことになります。

今回の所有権移転は9件22筆58,887㎡、利用権設定は63件115筆272,165㎡です。設定を受ける認定農業者は31名で102筆249,286㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約75%です。

議案書の1ページから8ページまでが所有権移転で、9ページ以降が利用権設 定の議案になっております。次に補足説明をさせて頂きます。

番号1の所有権を移転する農地は布施町の7筆であり、合計7,500,000円を対価として売買により令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は布施町に居住する者で、移転を受ける者も布施町に居住する者となっております。

番号2の所有権を移転する農地は青山町の1筆であり、690,000円を対価として 売買により、令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は青山 町に居住する者で、移転を受ける者は妹町に居住する者となっております。

番号3の所有権を移転する農地は妹町の4筆であり、合計3,000,000円を対価として売買により令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は妹町に居住する者で、移転を受ける者も妹町に居住する者となっております。移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である農事組合法人及び株式会社の構成員であり、農地を取得したと同時に、それぞれの法人に利用権設定をする予定です。

利用権設定については、議案書24ページ番号24及び25ページ番号25に該当し、利用権の始期日を令和6年2月13日としております。このことから、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に基づき、認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付けで法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

番号4の所有権を移転する農地は湯屋町の2筆であり、合計786,781円を対価として売買により令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は東京都練馬区春日町五丁目に居住する者で、移転を受ける者は湯屋町に所在する農事組合法人となっております。

番号5の所有権を移転する農地は山路町の1筆であり、414,002円を対価として 売買により令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は彦根市 竹ヶ鼻町に居住する者で、移転を受ける者は山路町に所在する農事組合法人と なっております。

番号6の所有権を移転する農地は乙女浜町の1筆であり、49,600円を対価として売買により、令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は乙女浜町に居住する者で、移転を受ける者も乙女浜町に居住する者となっております。

番号7の所有権を移転する農地は乙女浜町の1筆であり、33,650円を対価として売買により、令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は乙女浜町に居住する者で、移転を受ける者も乙女浜町に居住する者となっております。

番号8の所有権を移転する農地は乙女浜町及び福堂町の合計4筆であり、合計2,809,000円を対価として売買により、令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は大阪府大阪市平野区西脇三丁目に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する者となっております。

番号9の所有権を移転する農地は大中町の1筆であり、2,200,000円を対価として売買により、令和6年2月13日に所有権が移転されます。移転をする者は栗見新田町に居住する者で、移転を受ける者は大中町に所在する法人となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、9ページから46ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっています。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画(案)の決定をお願いするものです。

議 長 それではここで審議に入ります前に、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、 ○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員 には、審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますかないようですので、採決に移ります。

議案第3号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」承認される方は挙 手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。 それでは審議が終了しましたので、〇〇 委員、〇〇 委員、〇〇 委員、〇 〇 委員、〇〇 委員 の入室・着席をお願いします。

次に議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題と致します。

また、本議案につきましても関係者に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員 がおられます。

農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画(案)を説明いたします。 県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する 法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利 用権の設定等を行うものです。

なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画(案)を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聴くこととなっています。

本日の月例総会の後、本計画(案)及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。

農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。

次に、5ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。

今回、99筆、201,728m²の利用権を設定いたします。

また、県の公告日は令和6年2月29日を予定しています。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それではここで審議に入ります前に、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員 には、審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか。

ないようですので、採決に移ります。議案第4号「農用地利用集積等促進計画 (案)について」承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。 それでは審議が終了しましたので、○○委員、○○委員 の入室・着席をお願いします。

それでは次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第4号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の報告について。

番号1、八日市東浜町の住宅敷地の案件 から 番号12、小今町の分譲宅地(19 区画)の案件の12件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので御報告申し上げます。

報告第2号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について。

番号1、本件の申請人は、大津市に滋賀本部を置く電気事業を営む法人が、測量及びボーリング調査を行うため、転用に係る土地利用協議の申請があったものです。

申請地は、五個荘三俣町及び五個荘小幡町地先の農地3筆、合計面積5,995平 方メートルの内326平方メートルの土地です。

申請理由は、送電鉄塔の建替工事に伴う測量及びボーリング調査を行うためです。

土地の利用計画については、測量及びボーリング調査を行うとなっています。 申請地は、近江鉄道五箇荘駅に近接し東海道新幹線路東側に位置し、都市計画 区域内の市街化調整区域で農振農用地区域内農地・青地の農地であります。 農業上の土地利用への影響もないと判断し、異議のない旨の通知をしております。 す。

通知書の交付につきましては、事務局長の専決により交付しております。

報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について。 番号1から番号21まで、全て相続により所有権を取得されたものです。 届出人の「あっせん希望の有無」については、番号14だけが「有」となっておりますが、担当農業委員さんによるあっせん活動により、現在は解決しています。

他の届出人については、すべて無となっています。

報告第4号、農地の貸借権の合意解約の報告について。 賃貸借権の合意解約につきましては、1番から 37番までです。 続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から 19番です。 なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

以上、第1号から第4号まで報告しました。

- 議 長 事務局の報告が終わりました。 この報告について何か御質問はございますか。
- 13番 報告第1号の番号1で、譲渡人の持分89分の87ということで、残りの89分の 2について、同意はどのような形でとっているのでしょうか。
- 事務局 残りの89分の2については、所有者が亡くなられて今裁判をされており、その 結果、今回の譲受人が所有される予定となっています。1筆そのまま譲受人が 取得されることとなります。

13番 裁判は確定しているのですか。

事務局 途中です。

13番 譲受人には、このままでは渡せないのではないですか。

議長質問は、裁判の結果を見て今回の申請分と同時に手続きをするのが筋ではないかということではないでしょうか。 残りの89分の2がまだ未定ということで、本来はおかしいのではないかと。

事務局 今回は89分の87の権利だけ取得されるということです。

13番 89分の2がまだ裁判中でどうなるかわからない。となれば、この売買契約自体が、それでいいのですか。

事務局 不動産は、所有権移転がつきますし、共有持分というのもよくあります。夫婦間、親子間で2分の1、3分の1、そうした中で持分だけの移転というのもあるし、その結果が最終的に同じ方になることもあるし、別の方になるかもわかりませんが、共有の持分としては正しい。

13番 ということは、後日裁判が終わって89分の2がまた農業委員会に出るということですか。

事務局かもしれないし、また違う方になるかもしれません。

議 長 登記は89分の2が移るまではできないのですか。

事務局 持分については89分の87については権利移動できます。

議 長 今の89分の87で移って登記もできるとお聞きしましたので、そういう処理に なるということでよろしくお願いします。

16番 報告第1号の番号5から番号10までの分譲住宅15区画について、つなぎ合わせるとこの中にたくさん里道、市道があります。これらの払い下げ等処理はどのようにされますか。

事務局 管財課の方に法定外の里道・水路等について処分委員会に届出をするように指示があります。そちらの方での処理となります。

議長 他にございませんか。 それでは、特にないようですので、報告事項を終わります。

> 以上で本日の議案審議はすべて終了しました。 これをもって令和5年度第10回(1月期)月例総会を終了いたします。 長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長	O	O	O	O
14番	0	0	0	0
15番	\circ	0	0	0